公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成24年1月13日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成24年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年１月13日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成18年１月26日ころから平成20年４月10日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
猪口憲二が、業として金銭を貸し付け、
ア　１日当たり0.08％（利息受領日が平成19年１月20日以降については、１日当たり0.3％）を超える割合による利息を受領した行為（平成18年法律第115号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項、第２項違反、あるいは改正後の同法律第５条第３項違反、主な犯行態様につき後記４参照）
イ　貸付に係る元金及び利息を合わせた金額を定め、これを分割して返済を受けていたものであるが、１日当たり0.3％（利息受領日が平成19年12月14日、平成20年２月26日、同年３月17日については、１日当たり0.08％）を超える割合による法定利息相当金額を受領し、もって高金利受領の禁止を免れる行為をした（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第８条第２項、第５条第３項違反、あるいは同法第８条第１項、第５条第２項違反、主な犯行態様につき後記４参照）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している、猪口憲二が使用していた貸金業者の名称及び電話番号
ヤマモト、あさひ、ツルヤ、ダイヤ、ホワイト、山口、ゆかり、080―5349―3164、080―3068―5405、090―8120―2409、090―8123―5189、090―6735―8836、080―6126―1181
⑵　利息等を受領した銀行口座
三菱東京ＵＦＪ銀行谷町支店　牧田英美子（マキタエミコ）名義　口座番号3521381
三井住友銀行江坂支店　牧田英美子（マキタエミコ）名義　口座番号1181540
三菱東京ＵＦＪ銀行堂島支店　木村　憲二（キムラケンジ）名義　口座番号240603
三井住友銀行京阪京橋支店　猪口　憲二（イノグチケンジ）名義　口座番号1225360
⑶　主な犯行態様
○　ビラ記載の連絡先に電話をかけさせる。
○　被告人が指定した場所で現金を手交、又は、被害者指定口座への振込みにより貸付が行われる。
○　契約期間は７日間とするものが多いが、利息を支払うことにより期間を延長できる。
○　元利金の支払いは、指定された口座への振込みによって行われる。
5　開始決定の時における給付資金の額　金36万1,000円
6　支給申請期間　平成24年１月13日から同年３月12日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　第一審　大阪地方裁判所　　控訴審　大阪高等裁判所
⑵　裁判年月日　第一審　平成20年10月30日　控訴審　平成21年５月22日
⑶　確定年月日　平成21年６月６日
⑷　被告人氏名　猪口　憲二
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、平成19年８月29日から平成20年４月８日ころまでの間、39回にわたり、７名をして、前記３の犯罪行為に関する元本ないし利息の支払等として、被告人が管理する他人名義の預金口座に現金合計84万5,000円を振込送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第３１９号
岩手県花巻市大迫町亀ケ森第１地割25番地２
申立人　久保田久子
本籍岩手県稗貫郡大迫町大迫第４地割100番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県稗貫郡大迫町、死亡年月日平成４年12月25日、出生の場所岩手県稗貫郡大迫町、出生年月日大正９年８月26日、職業不詳
被相続人　亡　立花　眞一
事務所岩手県盛岡市菜園１丁目３番６号　農林会館６階
相続財産管理人　弁護士　東海林利哉
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成２３年（家）第２０１３号
山形県南陽市三間通436番地の１
申立人　南陽市
本籍山形県南陽市池黒1226番地、最後の住所山形県南陽市椚塚914番地の３、死亡の場所山形県南陽市、死亡年月日推定平成19年１月24日、出生の場所山形県東置賜郡宮内町、出生年月日昭和41年１月13日、職業不詳
被相続人　亡　丸森　　浩
山形県南陽市長岡551番地の８
相続財産管理人　竹田　　学
山形家庭裁判所赤湯出張所

平成２３年（家）第２０１４号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍山形県南陽市宮内3023番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山形県南陽市、死亡年月日平成23年６月20日、出生の場所山形県東置賜郡宮内町、出生年月日昭和36年12月13日、職業不詳
被相続人　亡　二階堂　誠
山形県米沢市春日２丁目５番82―２号、事務所山形県東置賜郡高畠町大字相森81番地８
相続財産管理人　髙橋　秀一
山形家庭裁判所赤湯出張所